

(調整規定)

第五条 刑法一部改正法の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、刑法一部改正法の施行の日の前日までの間における新組織の犯罪処罰法別表第三第二号力の規定の適用については、同号力中、「強制性交等」とあるのは、「強姦」と、「準強制性交等」とあるのは「準強姦」とする。

2 前項の場合においては、刑法一部改正法のうち刑法第三十三条の改正規定中「同条第十二号」とあるのは「同条第十三号」と、「同条第十三号」とあるのは「同条第十四号」とし、刑法一部改正法附則第六条の規定は、適用しない。

(裁判所法の一部改正)

第六条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に、「定に」を「定めに」に改め、同項第二号中「あたる」を「当たる」に、「第一号ノ三」を「第一号ノ三第一項」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第七条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 (組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第三第四十号の次に次の一号を加える。 四十の二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第十六号)第七十六条の二第二項(核爆発を生じさせる行為)の罪

(情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号を次のように改める。

三 削除

附則第一条第四号中「施行日」を「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)」に改める。

附則第二条中「第三条の規定による改正後の」及び「(以下「新組織的犯罪処罰法」という。)」を削る。

附則第三条中「新組織的犯罪処罰法」を「組織的犯罪処罰法」に改める。

附則第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

附則第五十八條及び第五十九條を次のように改める。

第五十八條及び第五十九條 削除

(刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第二編中第四章を第五章とし、第三章の次に一章を加える改正規定のうち第三百五十条の二第二項第五号に係る部分中「第七条第一項第一号から第三号までに掲げる者に係る同条の罪」を「第七条の罪(同条第一項第一号から第三号までに掲げる者に係るものに限る。若しくは組織的犯罪処罰法第七条の二の罪)」に改める。

(不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十六号)次条において「不動産特定共同事業法一部改正法」というの一部を次のように改正する。

附則第十三条のうち組織的犯罪処罰法別表第六十一号の改正規定中「別表第六十一号」を「別表第二第二十八号」に改める。

(調整規定)

第十一条 この法律の施行の日が不動産特定共同事業法一部改正法の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合において、第一条のうち組織的犯罪処罰法別表第一の次に三表を加える改正規定のうち別表第二第二十八号に係る部分中「第五十三号第三号」とあるのは、「第八十号第三号」とする。

(検討)

第十二条 政府は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定により同項に規定する取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を行うに当たっては、新組織的犯罪処罰法第六条の二第一項及び第二項の規定の適用状況並びにこれらの規定の罪に係る事件の捜査及び公判の状況等を踏まえ、特に、当該罪に係る事件における証拠の収集の方法として刑事訴訟法第九十八条第一項の規定による取調べが重要な意義を有するとの指摘があることにも留意して、可及的速やかに、当該罪に係る事件に関する当該制度の在り方について検討を加えるものとする。

2 政府は、新組織的犯罪処罰法第六条の二第一項及び第二項の罪に係る事件の捜査に全地球測位システムに係る端末を車両に取り付けて位置情報を検索し把握する方法を用いることが、事案の真相を明らかにするための証拠の収集に資するものである一方、最高裁判所平成二八年(あ)第四二二号同二九年三月一五日大法廷判決において、当該方法を用いた捜査が、刑事訴訟法上、特別の根拠規定がある場合でなければ許容されない強制の処分に当たり、当該方法を用いた捜査が今後も広く用いられる有力な捜査方法であるとすれば、これを行うに当たっては立法措置が講ぜられることが望ましい旨が指摘されていることを踏まえ、この法律の施行後速やかに、当該方法を用いた捜査を行うための制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽  
平成二十九年六月二十一日  
内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第六十八号  
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律  
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「十五年」を「二十五年」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久  
内閣総理大臣 安倍 晋三